

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度

長崎市内の中小企業者等の製品・技術について、新規性や独自性、市場性や有用性が一定認められる場合、長崎市が「優れモノ」として認証しPR等の支援を行います。

さらに、長崎市役所での用途が見込まれる製品については、「トライアルオーダー認定品」として市が優先的に購入し、官公庁の販売実績をつくること等により、販路開拓・拡大を支援します。

対象者	次の要件をすべて満たす方 (1) 中小企業者又は中小企業団体であること (2) 市内に主たる事業所又は、製品を製造する拠点を有しており、市内で1年以上事業を営んでいること (3) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
認証対象	市内で製造し又は開発した製品・技術で、新規性、独自性、市場性及び有用性が認められるもの(医薬品、医薬部外品、化粧品、農林水産物及び加工飲食料品、並びに設計、企画及び試作段階のものを除く)。
認証製品・技術が受けられる特典	(1) PR補助金への申込みが可能に【New!】 (2) 優れモノ認証書・ロゴマーク授与(認証式、プレスリリース有り) (3) 長崎市ホームページなど各種広報媒体でのPR (4) 長崎市融資制度「中小企業いきいき企業者支援資金」への申込みが可能に (5) トライアルオーダー製品認定(長崎市が優先的に購入)※長崎市役所で用途が見込まれる新製品に限ります。また、別途申請が必要となります。 (6) 中小企業コーディネーターの派遣
募集期間	平成30年4月1日～平成30年10月31日
申請時提出書類	(1) 認証申請書(ホームページからダウンロードできます。) (2) 直近3事業年度の決算書 (3) 定款及び登記簿謄本 (4) パンフレット、性能・効果を示す書類、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類 (5) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類(非課税の場合には、その旨の申立書)
認証基準	(1) 新規性・独自性 対象者、認証対象の要件に合致すること (2) 市場性・有用性 今後の市場性・有用性が見込まれること (3) 法令・規格等への適合状況 製品又は技術が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと 以下は、トライアルオーダー認定制度での認定基準 ・ 本市において用途が見込まれ、かつ、本市での購入実績が無いこと ・ 申請の時点が、新商品の販売を開始してから概ね5年以内であること ・ 資金調達・生産体制が確保できていること
審査手順	外部委員による審査会(申請者によるプレゼンテーションを含む)を行い、認証に足るとされたものを市長名により認証します。
認証期間	認証の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日まで ※トライアルオーダー認定品としての認定期間は2年を経過した日の属する年度の末日まで
様式入手先	http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/362000/p008938.html

—お問い合わせ先—

〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階

長崎市商工部商工振興課 ☎095(829)1150